

期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳または証書記載の最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日についてはつぎのとおりとします。
 - ① 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の相応日（通帳または証書記載の据置期間満了日。継続をしたときは、その継続日の1年後の相応日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店のほか当行本支店にその1か月前までに通知してください。この預金の一部について満期を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 前記①による満期日の指定がないときは通帳または証書記載の最長預入期限を満期日とします。
 - ③ 前記①により指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (2) この預金のうち自動継続扱のものは、継続停止の申出があったときに通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、前記2の(1)に定めるほか、つぎに定める満期日以後に支払います。
 - ① この預金の全部または一部について満期日の指定があったときは、同時にこの預金の全部について継続停止の申出があったものとして取扱います。ただし、一部について解約があったときはその残りの金額について引続き自動継続の取扱いをします。
 - ② 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったとき、もしくは最長預入期限が到来したときは、満期日の指定がなかったものとします。この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は解約時(自動継続扱の場合は満期日)に預入日から満期日の前日までの日数および、つぎの預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率
- (2) 利息は満期日以後(自動継続扱の場合は満期日)に元金とともに(自動継続扱の場合は、あらかじめ指定された預金口座へ振替または元金への組入れのいずれかの方法により)支払います。
- (3) 自動継続扱の場合の継続後の預金についても前記(1)(2)と同様の方法によります。
- (4) 自動継続扱の場合の継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (5) この預金の満期日以後の利息(自動継続扱の場合の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含む)は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を後記4の(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から、解約日の前日までの日数について預入期間に応じた別表に定める利率(小数点第3位以下は切捨てます)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金の全部または一部を解約、または書替継続(ただし前記1の(1)による継続を除く)するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店のほか当行本支店

に提出してください。

(3)前記(2)の解約または書替継続の手續に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

5. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定の定めにより取扱います。

以上